

島根県DV対策基本計画

第4次 2021 ▶ 2025

DV(配偶者等からの暴力)は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり、決して許されません。
島根県では、DVを生まない社会を目指して「島根県DV対策基本計画(第4次)」を策定しました。この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく都道府県基本計画として位置づけるものです。

基本理念

① DVを生まない社会

DVの背景には、固定的な役割分担意識等があると言われています。人権教育や啓発活動を推進し、県民一人ひとりがDVやその要因に対する正しい認識のもと「DVの被害者も加害者もつからない」という信念を持って主体的にDV根絶に取り組む必要があります。

② DV被害者の人権が尊重される社会

DVの潜在化と深刻化により、被害者の自己肯定感や自己決定の意欲が奪われることがないように、被害後の早い段階から被害者の意向を尊重し、寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。

③ DV被害者が安心安全な環境で自立(自律)を実現できる社会

DV被害者が、安心安全な生活環境で心身を回復させ、自分のために選んだ人生を生きることができるよう、被害者やその家族等へのきめ細かな支援やサービスが提供できる、サポート体制が整った地域づくりが必要です。

ひとりで悩まず、
勇気を持って相談を

島根県

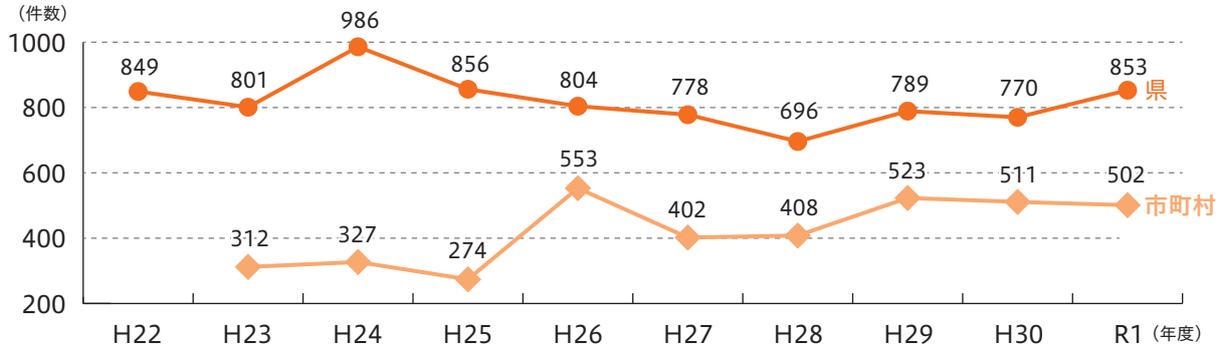
島根県におけるDVの現状

DVが減少しない状況は続いており、また相談に至っていないDV被害も懸念されます。

最近5年間の相談件数は、県の女性相談窓口では800件前後、県内市町村の相談窓口では500件前後で推移しています。



県及び市町村のDV相談窓口における相談件数の推移



DV

(ドメスティック・バイオレンス)

とは？



配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり、決して許されません。被害者の多くは女性ですが、DVに悩む男性被害者もいます。暴力には様々な形態があり、多くの場合、何種類かが組み合わせられ、しかも、繰り返し断続的に行われます。

身体的暴力

- 殴る
- 蹴る
- 突き飛ばす
- 髪を引っ張る
- 物を投げつける など

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 無視して口をきかない
- 人の前でバカにする など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- お金の使い方を監視する
- 外で働くことを妨げる など

性的暴力

- 見たくないポルノを見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない など

社会的暴力

- 行動を監視する
- 携帯電話をチェックする
- 友人との付き合いを制限する など

知っていますか？

「デートDV」



DVは大人だけの問題ではなく、中高生や大学生など

恋愛関係にある若者の間でも同じような暴力が起きています。

若者は、男女交際における束縛を愛情と思い込む傾向があるため、親密な関係になった途端にデートDVが問題化する場合があります。

デートDVは深刻化すると、ストーカー行為や暴力・傷害につながるおそれもありますので、ひとりで悩まず相談することが大切です。

DVが子どもに与える影響は？



子どもは家庭の中で起こっている出来事を敏感に感じ取っています。

子どもが同居する家庭におけるDVは子どもへの心理的虐待にあたり、心身の発達にも悪影響を及ぼします。

DVと児童虐待は密接に関わっていることから、DV・児童虐待双方の支援機関の連携強化を図る必要があります。

第4次改定計画における基本目標・主な施策

基本目標	主な施策	現状値と目標値
I DVを生まない 社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や職場、地域等、あらゆる場面における県民への予防教育、普及啓発を積極的に行います ● 若年層への相談窓口の周知を図ります 	<p>予防教育を実施している 学校の割合</p> <p>(参考値[※]) 54.7%</p> <p>↓</p> <p>80.0%</p> <p>※県内の中学、高校・高専、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導をしている学校数の割合 (令和2年12月青少年家庭課調べ)</p>
II DV被害者の 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 各相談機関における相談支援体制の強化を図ります ● 市町村においては、女性相談窓口を中心に、庁内での情報共有や総合的な支援を円滑に行うための体制づくりを進めます ● 警察と連携し緊急かつ安全な保護を実施します ● DV被害者や同伴児童等への心理ケアや学習支援等一時保護体制の充実を図ります ● DVの再発防止や加害者への意識啓発の方法を研究・検討します 	<p>DV被害者が相談した割合</p> <p>(参考値[※]) 47.1%</p> <p>↓</p> <p>60.0%</p> <p>※内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（令和元年度）」において、DV被害経験者のうち「相談した」割合</p>
III DV被害者の くらしを支える 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種支援制度等を活用し、DV被害者の社会的、経済的、精神的自立（自律）を促進します ● 市町村を中心に、地域におけるサポート体制を構築し、DV被害者に寄り添った包括的かつ継続的な支援を展開します 	<p>市町村がDV被害者に 継続的にかかわっている割合</p> <p>(現状値なし)</p> <p>↓</p> <p>100.0%</p> <p>市町村で受理したDV相談のうち、継続的な支援が必要である者について、定期的に状況を確認している割合</p>
IV 関係機関との 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談センターの要保護児童対策地域協議会^(*)への参画を推進し、児童虐待対応機関とDV対応機関等の連携強化を図ります ● 医療機関や民間団体等関係機関との連携・協働によるDV被害者支援の充実を図ります 	<p>女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合</p> <p>(現状値なし)</p> <p>↓</p> <p>100.0%</p>

(*) 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）

配偶者暴力相談支援センターとは？

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、次のことを行う機関です。

相談や 相談機関の紹介	被害者及び同伴者の 緊急時における安全の確保 及び一時保護	被害者を居住させ 保護する施設の利用についての 情報提供その他の援助
カウンセリング	自立して生活することを 促進するための 情報提供その他の援助	保護命令制度の 利用についての 情報提供その他の援助

あなたがDVで苦しんでいたら、まずは相談してください。
あなたのまわりでDVに苦しむ人がいたら、
思いを受け止め、「あなたは悪くない」と声をかけ、
相談機関の情報を伝えてください。



D V の 相 談 窓 口

県の相談窓口

機関名	電話番号	受付時間等
島根県女性相談センター（松江） 《配偶者暴力相談支援センター》	0852-25-8071	月～金曜日 8：30～17：00 土・日曜日 8：30～12：00 13：00～17：00 ※但し、土日は女性相談センター （松江）のみ （祝日、休日、年末年始を除く）
島根県女性相談センター西部分室（大田） 《配偶者暴力相談支援センター》	0854-84-5661	
出雲児童相談所（女性・DV相談専用）	0853-21-8789	
浜田児童相談所（女性・DV相談専用）	0855-28-3434	
益田児童相談所（女性・DV相談専用）	0856-31-1886	
中央児童相談所隠岐相談室（相談専用）	08512-2-9810	

警察の相談窓口（24時間対応）

島根県警察相談センター #9110
(0852-31-9110)

※上記のほか、県内の各市町村にもDVの相談窓口
があります。

全国共通ダイヤル

DV相談ナビ #8008

※お近くの配偶者暴力相談支援センターへつながります。

DV+（24時間対応） 0120-279-889

※専門の相談員と一緒に考えます。メール、チャット相談もあります。

島根県DV対策基本計画（第4次改定）の全文は県のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/josei_soudan/jyosei.data/keikakuhonbun.pdf



島根県健康福祉部青少年家庭課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL.0852-22-6393 FAX.0852-22-6045